

別表（第2条関係）

補助事業名	但馬牛生産基盤強化整備事業
補助事業の目的	肉用牛経営の新規参入、規模拡大を推進することで、生産頭数の拡大、中核的な担い手の育成を図り、安定的な肉用牛生産基盤の構築を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	市町、畜産クラスター協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地適格所有法人、生産者集団等
補助事業の対象となる経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国等の事業を活用して実施する家畜飼養管理施設等の整備・補改修や家畜導入に要する経費</li> <li>2 既存農家等の規模拡大に係る牛舎の整備・補改修に要する経費</li> </ol>
補助率	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜飼養管理施設等の整備・補改修            国等1/2、県7/100以内            （ただし、県7/100以内については但馬牛繁殖雌牛牛舎に限る）            家畜導入            国1/2以内（妊娠牛は275千円、繁殖に供する雌牛は175千円を上限とする）</li> <li>2 家畜飼養管理施設等の整備・補改修            1/3以内（5頭以上の規模拡大、補助上限100頭）            かつ規模拡大1頭あたり120千円以内            （豪雪地帯対策特別措置法第2条に指定された地域については増頭1頭あたり158千円以内）</li> </ol>
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	第22条第2項
その他の事項	補助金交付決定通知書の記の6の補助金交付の条件は、「畜産課関係補助事業補助金交付の条件」による。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 別紙1 但馬牛生産基盤強化整備事業実施内訳書 ・実施設計書
	(指定期日) 別途通知する。
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げる変更以外の変更 ・設置場所の変更 ・事業実施主体の変更 ・事業費の30%を超える増又は補助金の増 ・事業費又は補助金の30%を越える減
	(添付書類) 第3条に準ずる。
	(指定期日) 別途通知する。
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 必要が生じた場合は別途通知する。
第11条 (実績報告)	(添付書類) 第3条に準ずる。 ・別紙1 但馬牛生産基盤強化整備事業実績報告書 ・出来高設計書 ・財産管理台帳
	(指定期日) 事業完了後1か月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日とする。
第19条第1項 (財産処分)	(処分制限期間) 「畜産課関係補助事業補助金交付の条件」に定める期間